

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 杉本 文秀 同 水沼 利朗
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成23年5月31日
【提出日】	平成24年2月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	富士通株式会社
証券コード	6702
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	モッソ・ファイナンス(Mosso Finance)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、クイーンズゲイトハウス、私書箱1093GT (PO Box 1093GT, Queensgate House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2007年4月16日
代表者氏名	ウェンディ・エバンクス(Wendy Ebanks)
代表者役職	取締役(Director)
事業内容	本新株予約権付社債を保有するためのSPV

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 水沼 利朗
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	-	G
新株予約権付社債券(株)	B	0	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	0	N
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		-
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P-Q)	R		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年2月10日現在)	T	2,070,018,213
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		0.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		5.09

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成23年5月31日	新株予約権付社債券	111,111,111	5.37%	市場外	処分	行使期間満了

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有する新株予約権付社債券の全てを借入金の担保としてシティバンク銀行株式会社及びその他の借入先のために差入れています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

該当なし

【借入金の内訳】

該当なし

【借入先の名称等】

該当なし